

改訂ガイドライン公表後の予定

資料1

改訂ガイドライン公表後（令和2年9月中を予定）、以下の取組を実施予定。

1. ガイドライン遵守に関する助言文書の発出

- 放送事業者等宛て、契約時における下請法・著作権法等の取り扱いを明確化するなど、**下請中小企業振興法第4条に基づく助言**として、**改訂ガイドラインの遵守を求める**等の文書を発出。

2. 遵守徹底働きかけ・ガイドライン講習会の実施

- 改訂ガイドラインについて、日本民間放送連盟をはじめとする放送事業者・団体等に対して、**総務省から個別に改訂ガイドライン遵守の働きかけ**を実施。
- ガイドライン講習会**について、令和2年10月以降、**オンライン形式で定期的に開催**（総合通信局等から管内各事業者に対し参加呼びかけを行うことできめ細やかな講習を企画・実施）。
＜参考：総合通信局等所在都市（全国11ブロック）＞
札幌、仙台、東京、長野、金沢、名古屋、大阪、広島、松山、熊本、沖縄

3. 相談窓口の活用

- ガイドライン遵守に関する法律相談や製作取引の個別具体的な問題については、日本弁護士連合会と連携して開設・現在運営中の**放送事業者・番組製作会社等が弁護士に相談できる専門窓口**を活用。
令和2年6月3日～令和3年2月26日まで相談受付中（令和2年度予算事業。令和元年度に引き続き実施）
＜総務省放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン＞ <https://hosoccontents-tekitori.go.jp/>
- 上記2のガイドライン講習会と連携して、**弁護士への無料法律相談会**を開催。

4. 遵守状況調査

- ガイドライン改訂後、全国で**取引実態ヒアリング及び遵守状況調査を実施**
・**番組製作会社**から、**取引実態**（下請法上の書面交付、著作権の帰属の協議状況等）に関する**ヒアリング**を実施。
・ヒアリングの結果等を踏まえ、**放送事業者へ、ガイドラインの遵守状況調査を実施**。